

国民健康保険 高額療養費 (外来年間合算)

医療費が高額になった場合は、月額の自己負担限度額を超えた分を「高額療養費」として支給しています。

さらに自己負担額を軽減するため、個人で年間の外来に係る自己負担額を合算し、定められた年額の自己負担限度額を超えた分を「高額療養費(外来年間合算)」として支給します。

今回の支給対象期間(平成30年8月～令和元年7月)に支給対象となる被保険者のいる世帯に、1月下旬に勧奨通知を送付します。

支給時期は、4月以降となります。

国民健康保険加入の70歳以上75歳未満の負担割合が2割の方で、年間(平成30年8月～令和元年7月分)の外来の自己負担額が14万4千円を超えている方

※月ごとに高額療養費を支給されている場合は、支給済額を控除した額

他▽算定は、世帯ではなく個人ごとに行い、入院分は含まれません▽同じ世帯でも国民健康保険、職場の医療保険、後期高齢者医療制度ではそれぞれ別に計算します▽申請は基準日(令和元年7月31日)に加入していた医療保険となります

問 保険年金課国民健康保険係
(☎042-387-9883)

後期高齢者医療制度

今年75歳になる方へ

日本の医療保険制度は「国民皆保険」となっており、すべて国民が、いずれかの公的医療保険に加入することとなっています。

75歳になる方は、それまで加入していた医療保険(国保、健康保険、共済など)から、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。

制度の運営は、東京都内

すべての市区町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営主体となっています。

市では、住所変更、給付申請の窓口業務、保険料の徴収業務などを行います。

▽75歳以上の方▽65～74歳の方で、申請により同連合が一定の障がいがあると認められた方

問 保険年金課高齢者医療係
(☎042-387-9834)

医療費等通知を1月下旬に送付

健康と医療に対する認識を深め、保険診療等の内容を確認してもらうため、東京都後期高齢者医療広域連合から医療費等通知書をお送りします。

▽平成30年9月～令和元年8月に医療費等の総額(自己負担分+保険者負担分)が5万円を超える月がある方※すべての被保険者の方に送付するものではありません

問 東京都後期高齢者医療広域連合問合せセンター
(☎0570-086-519)、
市保険年金課高齢者医療係
(☎042-387-9834)

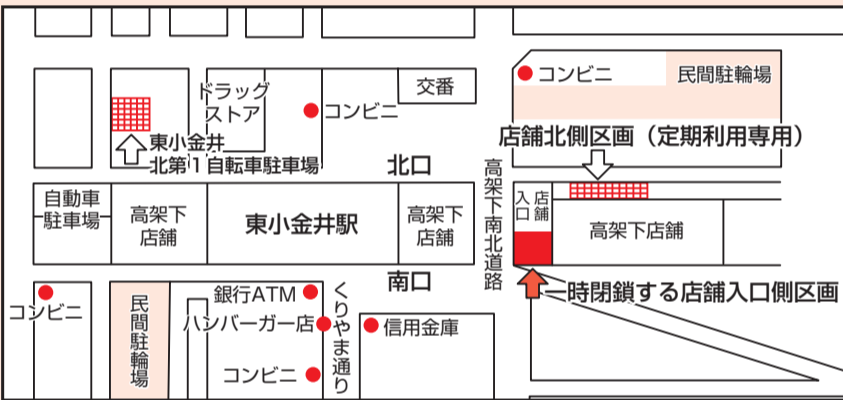
東小金井駅高架下 障がい者用自転車駐車場の一部区画の 一時閉鎖について

東小金井駅ホーム延伸工事の影響により、東小金井駅高架下障がい者専用自転車駐車場のうち、店舗入口側区画を1月13日午後7時～令和4年5月までの期間、一時閉鎖することになりました。

店舗北側区画は定期利用者専用として引き続き利用できます。なお、満車時の定期利用の方および一時利用の方は東小金井北第1自

転車駐車場をご利用ください。利用者の方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問 管理運営について=シルバー人材センター (☎042-383-6141)、自転車駐車場事業について=交通対策課交通対策係 (☎042-387-9850)



福祉の ひろば

おむつ代 医療費控除の 確認書を交付

寝たきりの方のおむつ代を確定申告で医療費控除の対象にする場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降は、介護保険の要介護認定を受けていて、条件に該当する方は、市の交付する確認書を使用することができます。

確認書の交付を希望する方は、事前に連絡のうえ、申請してください。

問 介護保険の認定の際使用された「主治医意見書」で、寝たきりで常時失禁の状態である

朝湯

2月～4月の毎週火曜日(全12回。祝日を除く)午前10時～11時※事前説明会1月21日午前10時から所々みみの園(中町2-15-25)対70歳以上の市内在住の方定8人(申込順)¥月額2千400円(教材費等)申1月7日から、電話でつきみの園(☎042-386-1651)へ

おとしより無料入浴デー

時1月2日(木)午前9時～正午所ぬくい湯(貫井北町3-4-4)対市内在住の65歳以上の方と小学生以下の方他ご利用の際は、当日、浴場に口頭で必ず申し出てください

認知症予防のための 脳の健康教室

簡単な読み書き、計算、軽体操と懇談を通して、脳を鍛えましょう。

認知症家族の集い

認知症の方を介護している家族同士で悩みや不安を語り合い、専門の先生の講座を交えながら勉強しませんか。

時2月1日(土)午後1時～3時所前原暫定集会施設講五島シズさん(認知症介護研究・研修東京センター客員上級研究員)定20人(申込順)

申1月6日から、電話で緑寿園ケアセンター(☎042-462-1206)へ

高齢者いきいき活動講座 清水智子先生と 歌いましょう

ミニコンサート

明るい先生と歌い、話しましょう。

時2月5日(水)午前10時～正午所社会福祉協議会講清水智子さん(ソプラノ歌手)対

市内在住のおおむね60歳以上の方定50人(多数抽選)申1月10日(消印有効)までに、往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号を明記し、社会福祉協議会「清水智子先生とミニコンサート係」(〒184-0004本町5-36 ☎042-387-0011)へ

65歳以上の障害者控除対象の方に 認定書を発行

市では、所得税の確定申告や市・都民税の申告のときに、次の要件に該当する場合、障害者手帳などがなくても、障害者控除を受けることができる認定書を1月6日(月)から発行します。

なお、認定書の発行に当たり、診断書などが必要な場合もありますので、事前にお問い合わせください。

対 令和元年12月31日現在、市内在住の65歳以上で、次のい

ずれかに該当する方▷身体に障害があり、身体障害者手帳1～6級に準ずる方▷判断することなどに困難があり、知的障害(軽度・中度・重度)に準ずる方▷介護を要する方で、要介護1～5に準ずる方

他 障害者手帳をお持ちの方は、手帳により確認できますので、認定書は必要ありません

問 介護福祉課高齢福祉係 (☎042-387-9843)